

平成25年度における国所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

府 省 名	所管法人数	平成25年度	
		立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人数
内閣府	9	5	5
金融庁	8	2	1
総務省	31	8	3
財務省	19	19	2
文部科学省	155	26	20
厚生労働省	79	18	6
農林水産省	53	20	10
経済産業省	24	8	4
国土交通省	53	19	10
防衛省	2	1	1

- (注) 1 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。
- 2 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
- 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
- 4 警察庁、消費者庁、法務省、外務省及び環境省では、平成25年度に立入検査を実施していない。

府 省 名	平成25年度に改善すべき点のあった法人数	改善すべき点のあった法人数			その他
		法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	
内閣府	5	5	0	2	0
金融庁	1	1	0	0	0
総務省	3	2	2	2	0
財務省	2	1	1	2	0
文部科学省	20	15	10	18	0
厚生労働省	6	5	2	3	0
農林水産省	10	8	3	5	1
経済産業省	4	3	1	4	0
国土交通省	10	8	7	4	0
防衛省	1	1	0	0	0

- (注) 1 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
- 2 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成25年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。
- 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
- 4 警察庁、消費者庁、法務省、外務省及び環境省では、平成25年度に立入検査を実施していない。